

支援制度の概要

こどもたちが身近な地域で、発達状況や特性等に応じた適切かつ専門的な支援が提供されるよう「**児童福祉法**」や「**障害者総合支援法**」という法律に基づいて、さまざまな支援が用意されています。



用意されている支援

自宅で生活しながら利用できる支援

地域の事業所（施設）で、こどもの育ちを支援します。

日常生活を送る上での身の回りの支援を行います。

家族が病気の時等に、一時的にお預かりします。



通所系



訪問系



ショートステイ

自宅以外で生活する支援

施設で生活しながら、日常生活の知識等を身につけていきます。



入所系

こどもたちへの支援制度のポイント

お子さんの発達の状況やそのご家庭によって必要な支援は異なります。

お子さんの発達状況やそのご家庭の事情に応じて、「**必要な支援**」を「**組み合わせ**て」利用することができます。

①

どのようなこどもたちが対象？

18歳未満で、支援（療育）の必要性が認められたお子さんが対象になります。

支援の必要性の有無については、以下のような方法で確認します。

【例】

- 障害者手帳の交付
※障害者手帳には以下の種類があります。
 - 療育手帳（知的障害のあるお子さんに交付されるもの）
 - 身体障害者手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
- 医師による医学的診断（自閉症スペクトラム症や難病等）

こどもたちへの支援制度のポイント

障害者手帳を所持していることや医学的診断を受けているということが必須というわけではありません。

障害者手帳や医学的診断が無くても、次のようなケースの場合は支援の対象になる場合があります。

- 関係機関（児童相談所や医療機関等）への意見照会などにより、支援の必要性が認められるお子さん
- 特別児童扶養手当等の支給が適当と判断されたお子さん

②